

大和市公告第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和38年8月27日第203号で位置の指定した道路を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月20日

大和市長 大 木 哲

変 更 年 月 日	変更番号	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)	申 請 者
平成30年 8月10日	大和市指令 (建指位指) 第30-3号	(変更前) 大和市林間二丁目 3001番20	4.00	111.50	大和市下鶴間 1792番地 瀬沼 洋子
		(変更後) 大和市林間二丁目 3001番20、23 及び49の各一部	4.00	123.09	